

天草市封筒広告取扱者（共通封筒）募集要項

この要項は、天草市封筒広告掲載要領に基づき、広告掲載に関する事務を取り扱わせる広告取扱者（広告代理店を営む人など）を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 募集内容

広告取扱者（広告代理店を営む人など）

※詳細は、天草市封筒広告取扱業務仕様書のとおり

2 広告媒体

共通封筒・・・市役所が事務用で使用する共通の封筒。表面印刷と表面無地の2種類。

3 応募資格

- （1）市税を滞納していないものであること。
- （2）法人にあっては、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更正手続き、再生手続き等をしていないこと。
- （3）法人にあっては、商法（明治32年法律第48号）により会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- （4）令和8年4月1日現在において、広告に関する業務を1年以上営んでおり、実績があること。
- （5）天草市内に本店、支店又は営業所を有すること。

4 申込手続き

（1）提出物

①封筒広告取扱者申込書

②同種の営業について、過去1年以内の取扱実績を示す資料（契約書の写し等）

③その他参考となる書類

- ・法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人の場合は身分証明書。
- ・他に会社の概要などある場合には併せて提出してください。

※③についての証明書等は写しでかまわないが、提出日の直前3か月以内に発行されたもの。

（2）申込期限

提出書類を令和8年10月30日(金)午後5時までに財政課財政係に提出してください。

封筒広告取扱者申込書は、財政課財政係で配布のほか、天草市ホームページからも取得できます。

※受付時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

※郵送で提出する場合は、募集期間内に到着するように送付してください。

（3）申込先

〒863-8631 天草市東浜町 8-1

天草市役所総合政策部財政課財政係

【注意事項】

申し込みにあたっては、天草市広告掲載要綱、天草市広告掲載基準、天草市封筒広告掲載要領及び天草市封筒広告取扱者募集要項の内容を遵守すること。

5 決定方法

申し込みのあった者について、応募資格を有しているかを審査した後、封筒広告取扱者を決定します。

なお、複数の有資格者がいた場合には、後日、有資格者及び財政課の協議により請負封筒を決定します。

6 問い合わせ先

〒863-8631 天草市東浜町 8-1
天草市役所総合政策部財政課財政係
担当：大久保
電話：0969-27-5053